



八 監 第 4 7 8 号

令 和 4 年 2 月 1 4 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和2年度監査（会計課）の結果に基づき又は当該監査の結果を  
参考として講じた措置の公表について

令和3年3月18日付け八監第471号により提出した令和2年度監査（会計課）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
会計課	要望事項	<p>1 公金の運用について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>市の公金については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等において、歳計現金及び歳入歳出外現金は「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」とされ、基金は「確実かつ効率的に運用しなければならない。」とされていることから、その保管及び運用に当たっては、運用上発生するリスクを的確に把握、検証の上、預金や債券等の運用手法に応じたリスク対策を講じるとともに、明確な運用基準を設けるなど、より安全性の確保に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年度監査 要望事項）</p> <p>上記の令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き安全性の確保に努められたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>公金の保管・運用に当たっては、預金金融機関や債券発行体の安全性を評価し、流動性リスクの高まりにも配慮した上で保管・運用先の配分を行い、安全性の向上に努めているところです。また、公金の管理の実績を財産管理者等の合議の上で定期的に市長へ報告するなど、関係課・財産管理者等への情報提供・共有体制を確立することにより、公金の適正な管理に係る内部統制・相互牽制機能の強化を図りました。</p> <p>なお、財産管理者等の合議による定期的な計画策定・評価検証を含め、引き続き公金の管理に係る下位規程の検討・整備、基礎的な知識を持つ人材の育成などに取組むと共に、財政・企画部門との協議・連携の推進や、暫定基準・実務マニュアルの不断の見直しを通じ、安全性の確保を第一としつつ収益性の改善に努めて参ります。</p>